

広島県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年八月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町奥中原字石仏二二八番一八地先から 山県郡北広島町川小田字苅蔵七六番二八地先まで		八・四〇〇 二二・九〇〇	一二・四〇〇 二六・三〇〇	四六五・二二〇	拡幅